

特定非営利活動法人 ゆめフルたけとよスポーツクラブ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ゆめフルたけとよスポーツクラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県知多郡武豊町大字東大高字清水128番地 武豊町総合体育館内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツ活動を通じて子供から大人までの町民が心も体も健康で生き生きと暮らせる町づくりに貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 社会教育の推進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① スポーツ振興事業
 - ② 健康増進・啓蒙事業
 - ③ 人材育成・研修事業
 - ④ 情報交流促進事業
 - ⑤ 施設管理運営受託事業
 - ⑥ その他このクラブの目的を達成するために必要な事業
 - (2) その他の事業
 - ① 物品販売及び飲食物販売事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し事業の企画、運営を行う会員
 - (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会し、事業に参加する会員
 - (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、事業を援助する会員
- 2 事業年度途中で、前項第1号及び第2号の会員種別の変更を希望する者は、理事長が別に定める会員種別変更届により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、これを拒むことはできない。

R2.6.5
1661

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会員及び団体の構成員又は関係者が暴力団、暴力団関係企業・団体に属していると認められるときは入会を認めない。
- 4 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を3か月以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、特段の理由がない限り返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上20人以内
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、副理事長5人以内を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事は総会において正会員の中から選任し、監事は総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人の業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は前 2 項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(クラブマネージャー)

第 20 条 この法人に、クラブマネージャー及びアシスタントマネージャーを置くことができる。

- 2 クラブマネージャー及びアシスタントマネージャーは、理事会の議決を経て理事長が任免する。

(顧問)

第 21 条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験を有する者から理事長が任免する。

(職員)

第 22 条 この法人に、事務局長及び副事務局長、その他の職員を置くことができる。

2 事務局長及び副事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免し、その他の職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て決定する。

4 クラブマネージャーと事務局長を兼務することができる。

第 5 章 総会

(種別)

第 23 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 24 条 総会は、第 6 条に定める正会員をもって構成する。

(権能)

第 25 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 52 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 26 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 27 条 総会は、第 26 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 26 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 28 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 29 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 30 条 総会における議決事項は、第 27 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するもので、出席した会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合はこの限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 31 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 29 条、第 30 条第 2 項、第 32 条第 1 項第 2 号及び第 53 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 32 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 33 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 34 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事務局の組織及び運営に関する事項

(4) 事業計画及び予算の変更

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 35 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求

があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 36 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 35 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、理事長または出席した理事の中から理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第 38 条 理事会における議決事項は、第 36 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があった場合はこの限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 39 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 40 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 42 条 削除

(資産の管理)

第 43 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 44 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 45 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 46 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 47 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 48 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 49 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 50 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 51 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 52 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権

利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において正会員総数の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人又は武豊町に譲渡するものとする。ただし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	角皆 宏
副理事長	金澤 信夫
同	篠倉 周子
同	竹内 和良
理事	石川 昭仁
同	小藤 省吾
同	佐々木 裕子
同	田邊 由紀子
同	中川 京子

同 長與 譲治

同 濱崎 昭人
監事 小森 順一

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から24年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、成立の日から24年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。但し、設立初年度は活動準備期間のため、入会金、年会費は不要とする。

武豊町スポーツクラブの会員が引き続きこの法人に入会する場合の入会初年度の入会金は不要とする。

- (1) 入会金 500円 入会初年度のみ。ただし退会後1年以上入会をしない場合は入会金を再度納めるものとする。

・ファミリー、団体は代表者1名分とする。

- (2) 年会費

・正会員及び一般会員

①個人

(一 般) 前期2,500円 後期2,500円 一年5,000円

(シニア) 前期2,000円 後期2,000円 一年4,000円

(小中高生) 前期1,500円 後期1,500円 一年3,000円

(幼児) 前期1,000円 後期1,000円 一年2,000円

②ファミリー

(同居家族) 前期5,000円 後期5,000円 一年10,000円

③団体

(一 般) 前期2,000円 後期2,000円 一年4,000円

(シニア) 前期1,500円 後期1,500円 一年3,000円

(小中高生) 前期1,000円 後期1,000円 一年2,000円

(幼児) 団体扱いはありません

<会員区分>

①一 般 … 18歳以上59歳以下

②シニア … 60歳以上

③小中高生 … 小学校・中学校・高等学校在学学生

④幼 児 … 小学校入学前

⑤ファミリー… 同居する家族で人数を問わない

⑥団 体 … スポーツクラブの目的に賛同し、10名以上のメンバーで活動する団体

・賛助会員

(個 人) 年間一口1,000円

(法人及び団体) 年間一口3,000円

- (3) 期間区分

前 期 … 4月～9月まで

後 期 … 10月～翌年3月

各期中途で入会の場合でも会費は月割としない。

7. その他

各種保険及び参加費は必要に応じて納付しなければならない。

附則

この定款は、平成24年5月20日から施行する。

附則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成24年 9月14日）から施行する。

附則

この定款は、平成26年5月25日から施行する。

附則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成28年10月 7日）から施行する。

附則

この定款は、平成30年6月9日から施行する。

附則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成30年 8月24日）から施行する。

附則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（令和2年 **7** 月 **2** 日）から施行する。